



職員の処分について

次のとおり、懲戒処分を行いました。

【概要】 呉市立呉高等学校において、保護者から徴収した教材費1,177円を私物の購入に充てた。また、同教材費で購入した教材(4,298円相当)を横領した。

【処分年月日】 令和8年3月25日

【処分内容】

所属(役職)	性別	年齢	処分内容	処分理由
呉高等学校 (教諭)	女性	44歳	停職 (2月)	保護者から徴収した教材費を私物の購入に充て、同教材費で購入した教材を横領した行為は、地方公務員法第29条第1項の規定に該当する。

※なお、本件に係る費用弁償については、当該教諭により既に完了しています。

【再発防止策】 令和8年3月26日に臨時校長会を開催し、本事案の経緯等について周知するとともに、各学校における公金等の取扱いについて見直し、徹底を図ることにより、再発防止に努める。